

松江市障がい福祉サービス等事故報告事務取扱要領

1. 目的

この要領は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく障害福祉サービス事業所等及び児童福祉法に基づく、障害児通所支援事業所等（以下「事業所等」という。）において、利用者及び入所者（以下「利用者等」という。）に対する障害福祉サービス等の提供中の事故（以下「事故等」という。）が発生した場合の、各事業所から松江市への報告の取扱いを定め、事業所等が自ら事故等の発生要因や再発防止策の検証を行うとともに、類似する事故等の再発防止及び利用者等に対するサービスの質の向上や事業者等の運営の適正化に資することを目的とする。

2. 対象となる事業所等及び根拠規定

松江市が指定する事業所等及び認める基準該当事業所で、別紙 1 のとおりとする。

3. 報告すべき事故等の範囲

- (1) サービス提供時の利用者等の負傷等又は死亡
 - ① サービスの提供時とは、事業所内にいる時間以外に、送迎中も含める。
 - ② 負傷等とは、事業所の過失の有無を問わず、サービスの提供中に発生した医療機関での治療を要するもの又は入院を要するものとする。
 - ③ 死亡には、病気死亡は含まない。ただし、事業所の責に帰する可能性がある事案や遺族から苦情がある場合は報告の対象とする。
 - ④ 事業者の過失の有無は問わず、利用者自身に責があるものを及び第三者の責によるものを含め、①～③に該当する事故等が発生した場合は報告する。
- (2) 誤薬が発生した場合
 - ① 「誤薬」とは、誤った種類や数の薬を与薬した場合、与薬対象者を誤った場合、与薬漏れが発生した場合等を対象とする。
 - ② 利用者の身体への影響の有無に関わらず、すべて報告の対象とする。
- (3) 食中毒及び感染症の発生
 - ① 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が 1 週間内に 2 名以上発生した場合
 - ② 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が 10 名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
 - ③ ①及び②に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合
- (4) 利用者等の行方不明
- (5) 火災
- (6) 職員（従業者）の法令違反、不祥事等により利用者等に不利益が生じた場合
- (7) その他事業所等の長が必要と認めたもの

4. 事故の報告

事業所等では、上記 3 に定める事故等が発生したときは、下記により、速やかに松江市健康福祉部障がい者福祉課（以下「報告先」という。）に報告するものとする。

- (1) 事故発生後、電話にて第 1 報を報告する。なお、第 1 報で報告する事項は、障害福祉サービス等事故報告書(別紙 2 様式。以下「報告書」という。)に掲げる項目に準じて報告できる事項とする。
- (2) 事業所等は、第 1 報後おおむね 1 週間以内に報告書により報告先へ報告するとともに、必要に応じて報告先が求めた資料を提出するものとする。報告書の作成に時間を要する場合は、その旨を報告先に報告し指示を受けること。
- (3) 事業所等で既に定められた様式があり、当該報告書に記載すべき事項が網羅されている場合は、当該様式を用いての報告を認める。

5. 報告に対する市の対応

事業所等から報告を受けた場合、事故等に係る状況を把握するとともに、下記のとおり対応するものとする。

- (1) 報告の内容から、事業所等の運営や指定基準上の疑義がある場合は、必要に応じて事業所等に対する実地指導等を行う。
- (2) 事故等の内容やその発生原因等を分析し、必要に応じて関連事業者等への情報提供及び注意喚起を行う。
- (3) 消費生活用製品安全法第 2 条第 5 項に基づく重大製品事故に該当する場合は、必要な報告を消費者庁及び関係機関へ行う。
- (4) 他市町村等(支給決定権者)が関連する事故の場合は、当該他市町村等と連携を図り、必要な措置をとる。

附 則

1. この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。